

那覇市公報

第 1 8 3 4 号 その 1

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市議会の個人情報の保護に関する条例（議会事務局調査法制課）	93
○那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例（法制契約課）	117
○那覇市情報公開・個人情報保護審査会条例（法制契約課）	125
○那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（法制契約課）	134
○那覇市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例（福祉政策課）	154
○那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こどもみらい課）	156
○那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）	161
○那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例（納税課）	167
○那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	169
○那覇市印鑑条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課）	171
○那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例（文化財課）	173
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（まちなみ整備課）	175
○那覇市消防局長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例（消防局総務課）	178
○那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）	181
○那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）	195

○那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（こども政策課）	199
○那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）	203
○那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	210
○那覇市新市民会館建設基金条例を廃止する条例（文化振興課）	236
○那覇市税条例の一部を改正する条例（納税課）	238
○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	247

条 例

那覇市条例第 4 号
令和 5 年 3 月 23 日
公 布 済

那覇市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 個人情報等の取扱い(第4条—第16条)
- 第3章 個人情報ファイル(第17条)
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示(第18条—第30条)
 - 第2節 訂正(第31条—第37条)
 - 第3節 利用停止(第38条—第43条)
 - 第4節 審査請求(第44条—第46条)
- 第5章 雑則(第47条—第52条)
- 第6章 罰則(第53条—第57条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、那覇市議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含

む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。))が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第2条第1号に規定する公文書(以下「公文書」という。))に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される

特定の個人をいう。

- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律

第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法によ

り個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者若しくは消防局長、市が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 12 条第 1 項	法令に基づく場合を除き、 利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供して はならない	自ら利用してはならない
第 12 条第 2 項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第 12 条第 2 項第 1 号	本人の同意があるとき、又は 本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産 の保護のために必要が ある場合であって、本人 の同意があり、又は本人 の同意を得ることが困 難であるとき
第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用 されているとき	第 12 条第 5 項の規定に より読み替えて適用す る同条第 1 項及び第 2 項 (第 1 号に係る部分に限 る。)の規定に違反して 利用されているとき、番 号利用法第 20 条の規定 に違反して収集され、若 しくは保管されている とき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して 作成された特定個人情 報ファイル(番号利用法 第 2 条第 9 項に規定する 特定個人情報ファイルをいう。)に記録されて いるとき
第 38 条第 1 項第 2 号	第 12 条第 1 項及び第 2 項	番号利用法第 19 条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的

若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

（1）個人情報ファイルの名称

（2）個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

（3）個人情報ファイルの利用目的

（4）個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）

（5）個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

（6）記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

（7）記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

（8）次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

（9）第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ アからオまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等

により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することに

より、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、

開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第25条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間が満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第26条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、

開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第45条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

- 第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

- 第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用の負担）

- 第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 議長に対し開示請求をした者が写しを交付する方法(電磁的記録にあつては、議長が別に定める方法により交付するものをいう。)により開示の実施を受けたときは、議長が別に定めるところにより、これに要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求(以下この章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。

- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。
(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出しなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以

下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合

において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有 개인정보が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手続）

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下この章において「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

- 第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

- 第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、那覇市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年那覇市条例第6号）第1条に規定する那覇市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

- 2 前項に規定する諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第41条第3項に規定する事件記録の写しを添えてしなければならない。

- 3 第1項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は

参加人である場合を除く。)

- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)別表に定める那覇市情報公開・個人情報保護運

営審議会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市条例第 5 号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防局長、上下水道事業管理者及び市が設立した地方独立行政法人をいう。

（目的外利用等の届出）

第3条 実施機関は、法第69条第2項（同項第1号に係る部分を除く。）の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（条例個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第4条 実施機関は、法第75条第2項の規定により同条第1項の規定を適用しないこととされた個人情報ファイルのうち、法第74条第2項第9号に掲げる本人の数が個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第20条第2項で定める数に満たない個人情報ファイルについて、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下この条において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

（1） 個人情報ファイルの名称

（2） 当該実施機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

（3） 個人情報ファイルの利用目的

（4） 個人情報ファイルに記録される項目（第3項において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲

（5） 個人情報ファイルに記録される個人情報（次号及び第7号において「記録情

報」という。)の収集方法

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を当該実施機関以外の者に恒常的に提供する場合には、その提供先

(8) 法第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求をする組織
の名称及び所在地

(9) 法第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨

(10) その他規則で定める事項

2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル(法第74条第2項第9号に掲げるものを除く。)については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(不開示情報の特例)

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第7条第1項第2号ウ及びエに掲げる情報(法第78条第1項各号(第2号を除く。))に掲げるものを除く。)とする。

(開示決定等の期限)

第6条 法第82条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間が満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求をした者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第7条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） この条の規定を適用する旨及びその理由

（2） 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

（不開示情報に該当しないこととなる時期の記載）

第8条 実施機関は、開示決定等（法第82条第1項の規定により全部を開示するものを除く。以下この条において同じ。）を行う場合において、当該開示決定等に係る保有個人情報（法第79条第1項の規定により開示した部分を除く。）が不開示情報に該当しないこととなる時期が明らかであるときは、当該開示決定等に係る法第82条第1項又は第2項の規定による通知に当該時期を記載しなければならない。

（費用の負担）

第9条 法第89条第2項に規定する条例で定める手数料は、無料とする。

2 実施機関（市が設立した地方独立行政法人を除く。）に対し開示請求をした者が写しを交付する方法（電磁的記録にあっては、規則で定める方法により交付するものをいう。）により開示の実施を受けたときは、規則で定めるところにより、これに要する費用を負担しなければならない。

（審査請求をすべき実施機関）

第10条 開示決定等、法第93条第1項若しくは第2項の決定、法第101条第1項若しくは第2項の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求は、当該開示決定等、法第93条第1項若しくは第2項の決定、法第101条第1項若しくは第2項の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る実施機関に対してするものとする。

（審査会への諮問）

第11条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、那覇市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年那覇市条例第6号）第1条に規定する那覇市情報公開・個人情報保護審査会に対してするものとする。

2 前項に規定する諮問は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第41条第3項に規定する事件記録の写しを添えてしなければならない。

（審議会への諮問）

第12条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）別表に定める那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

（1） この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

（2） 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

（3） 前号に掲げる場合のほか、実施機関（市が設立した地方独立行政法人を除く。）における個人情報の取扱いに関する運用の基準を定めようとする場合

（運用状況の公表）

第13条 市長は、各実施機関における法及びこの条例の運用状況について、毎年度1回公表するものとする。

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（那覇市個人情報保護条例の廃止）

2 那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（那覇市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

3 施行日前において、旧条例第3条第2項、第29条第3項又は第30条第3項に規定する

者に該当する者が職務又は業務の処理に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(付則第6項において「旧個人情報」という。)を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

- 4 施行日前に旧条例第12条、第13条又は第15条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第15条の2の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有特定個人情報の利用の停止、消去及び提供の停止については、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がなく、施行日前において旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下この項及び次項において「旧実施機関」という。)が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書(旧個人情報を含む情報の集合物であって、特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。))に限る。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第5項に規定する実施機関の職員(以下この号において「旧実施機関の職員」という。)である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報を取り扱う業務の委託を受けた法人(以下「受託者」という。)の当該委託業務に従事していた者
 - (3) 施行日前において指定管理者の管理業務に従事していた者
- 7 前項各号に掲げる者が、施行日前に職務又は業務の処理に関して知り得た旧実施機関が保有していた旧条例第2条第9号に規定する保有個人情報(付則第9項において「旧保有個人情報」という。)を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 指定管理者若しくは受託者の代表者又は指定管理者若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者が、その指定管理者又は受託者の業務に関して付則第6項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定管理者又は受託

者に対して各本項の罰金刑を科する。

9 偽りその他不正の手段により旧条例第18条第1項の決定に基づく旧保有個人情報の開示を施行日以後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。

10 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

11 那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成25年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(個人情報の取扱い) 第15条 指定管理者及び指定施設の管理の業務に従事している者は、指定施設の管理の業務を行うに当たっては、 <u>那覇市個人情報保護条例(平成3年那覇市条例第21号)</u> の定めるところにより個人情報を適正に取り扱わなければならない。	(個人情報の取扱い) 第15条 指定管理者及び指定施設の管理の業務に従事している者は、指定施設の管理の業務を行うに当たっては、 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u> 及び <u>那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年那覇市条例第5号)</u> の定めるところにより個人情報を適正に取り扱わなければならない。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正)

12 那覇市防犯カメラの設置及び運用に関する条例(平成31年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市が設置した防犯カメラの画像等の取扱い) 第9条 市が設置した防犯カメラの画像等の取扱いについては、前2条の規定	(市が設置した防犯カメラの画像等の取扱い) 第9条 市が設置した防犯カメラの画像等の取扱いについては、前2条の規定

にかかわらず、 <u>那覇市個人情報保護条例</u> （平成3年那覇市条例第21号）に定めるところによる。	にかかわらず、 <u>個人情報の保護に関する法律</u> （平成15年法律第57号）及び <u>那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例</u> （令和5年那覇市条例第5号）に定めるところによる。
備考 前項の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

那覇市条例第 6 号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市情報公開・個人情報保護審査会条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市情報公開・個人情報保護審査会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）

第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の機関として設置する那覇市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「諮問実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 次条第1号に掲げる諮問をした那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年那覇市条例第5号）第2条第2項に規定する実施機関
- （2） 次条第2号に掲げる諮問をした那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号）第2条第2号に規定する実施機関
- （3） 次条第3号に掲げる諮問をした議長

2 この条例において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

- （1） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項若しくは第2項、第93条第1項若しくは第2項又は第101条第1項若しくは第2項の規定による決定に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報
- （2） 那覇市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年那覇市条例第4号）第24条第1項又は第2項の規定による決定に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情報

3 この条例において「公文書」とは、那覇市情報公開条例第12条第1項又は第2項の規定による決定に係る同条例第2条第1号に規定する公文書をいう。

（担当事務）

第3条 審査会は、次に掲げる諮問に応じて、調査審議する。

- （1） 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問
- （2） 那覇市情報公開条例第20条第1項の規定による諮問
- （3） 那覇市議会の個人情報の保護に関する条例第45条の規定による諮問

（組織）

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、個人情報保護制度及び情報公開制度に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（任期等）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間その職務を行うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長及び副会長）

第6条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、非公開とする。

（審査会の調査権限）

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報又は公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報又は公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項前段の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、保有個人情報に含まれている情報又は公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることが

できる。

（提出資料の写しの送付等）

- 第9条 審査会は、資料等（第8条第3項の規定による資料又は法第81条第3項において準用する法第74条若しくは法第76条の規定による主張書面若しくは資料をいう。以下この条において同じ。）の提出があったときは、資料等の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した諮問実施機関、審査請求人又は法第13条第4項に規定する参加人（以下この条において「審査関係人」という。）以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
- 2 審査会は、前項本文の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料等を提出した審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（委任）

- 第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）別表に定める那覇市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日に、第4条第2項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和5年12月19日までとする。
- 3 この条例の施行前に旧審査会にされた諮問でこの条例の施行の際現に当該諮問

に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

（那覇市附属機関の設置に関する条例の一部改正）

4 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会	[略]
	<u>那覇市情報公開・個人情報保護審査会</u>	<u>情報公開及び個人情報保護制度に係る審査請求の審査等に関すること。</u>
	那覇市空家等対策審議会	[略]
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
--------------	---------	--------

市長	[略]	
	那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会	[略]
	那覇市空家等対策審議会	[略]
	[略]	
[略]		

（那覇市情報公開条例の一部改正）

5 那覇市情報公開条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第2章 [略] <u>第3章 審査請求</u> 第1節 諮問等(第19条―第21条) <u>第2節 審査会の調査審議の手續等</u> (第22条―第27条) 第4章 情報公開の総合的な推進(第28条―第30条) 第5章 雑則(第31条―第34条) 付則 第3章 審査請求 第1節 諮問等 <u>第2節 審査会の調査審議の手續等</u> (審査会の調査権限) <u>第22条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、公開</u>	目次 第1章～第2章 [略] <u>第3章 審査請求の諮問等(第19条―第21条)</u> 第4章 情報公開の総合的な推進(第22条―第24条) 第5章 雑則(第25条―第28条) 付則 <u>第3章 審査請求の諮問等</u>

決定等に係る公文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、この条例及び那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）の規定は、適用しない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
（意見の陳述）

第23条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この

限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料(第22条第1項の規定により提示された公文書及び当該公文書の写し並びに同条第3項の資料を除く。)の閲覧又は写しの交付(電磁的記録にあっては、規則で定める方法による閲覧又は写しの交付)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

2 審査会は、前項の閲覧をさせ、又は同項の写しの交付をするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又

<u>は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 3 <u>審査会は、第1項の閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。</u> 4 <u>審査請求人又は参加人が第1項の写しの交付を受ける場合は、規則に定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を納付しなければならない。</u> <u>(答申書の送付等)</u> 第26条 <u>審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。</u> <u>(規則への委任)</u> 第27条 <u>第22条から前条までに定めるもののほか、審査会の調査審議の手続等に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 第28条～第34条 <u>〔略〕</u>	<u>第22条～第28条 <u>〔略〕</u></u>
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

那覇市条例第 7 号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定による個人番号の利用及び法第19条第11号に規定する条例で定めるところによる特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（個人番号の利用）

第3条 法第9条第2項の規定により条例で定める事務は、市長の事務で次に掲げるものとする。

- (1) 別表第1の右欄に掲げる事務
 - (2) 別表第2の中欄に掲げる事務
 - (3) 法別表第2の第2欄に掲げる事務
- 2 市長は、別表第2の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定により市長が特定個人情報を利用して事務を処理した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第4条 別表第3の第2欄に掲げる機関が同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合には、同表の第4欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる機関に当該特定個人情報を提供することができる。

2 前条第4項の規定は、別表第3の第2欄に掲げる機関が前項の規定により提供された特定個人情報を利用して事務を処理した場合について準用する。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

号	事務
(1)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
(2)	那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例(平成4年那覇市条例第15号)に基づく医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(3)	那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
(4)	那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に基づく補聴器の購入等に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの
(5)	那覇市こども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(6)	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第3条関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費又は療育の給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条各号に規定する事項をいう。以下同じ。) イ 医療保険給付関係情報(法別表第2の1の項の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。) ウ 地方税関係情報(地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。) エ 特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。) オ 生活保護関係情報(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。) カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報をいう。以下同じ。) キ 障がい者関係情報(身体障害者福祉法(昭

		和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。) ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報(生活に困窮する外国人に対する保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(2)	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 特別児童扶養手当関係情報 エ 児童扶養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(3)	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しく	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報

	は特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 外国人保護関係情報 ケ 自立支援給付関係情報(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。)
(4)	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報
(5)	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報
(6)	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(7)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報

	徴収に関する事務であ って規則で定めるもの	エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 による障害児福祉手当又は特別障害者手当 の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の 支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報（介護保険法（平 成9年法律第123号）による保険給付の支給、 地域支援事業の実施又は保険料の徴収若し くは賦課に関する情報をいう。以下同じ。） シ 自立支援給付関係情報
(8)	精神保健及び精神障害 者福祉に関する法律に よる精神障害者保健福 祉手帳の交付に関する 事務であって規則で定 めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(9)	生活保護法による保護 の決定及び実施、就労自 立給付金若しくは進学 準備給付金の支給、保護 に要する費用の返還又 は徴収金の徴収に関す る事務であって規則で 定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ウ 障がい者関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 公営住宅等の管理等に関する情報（公営住 宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅 の管理に関する情報又は住宅地区改良法（昭 和35年法律第84号）による改良住宅の管理若

		しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更若しくは収入超過者に対する措置に関する情報をいう。以下同じ。） カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報(難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報をいう。以下同じ。) ケ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保健事業の実施に関する情報 コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報 サ 医療費助成関係情報(那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例による医療費等の助成、那覇市こども医療費助成条例による医療費の助成又は那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報をいう。以下同じ。) シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報(那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する情報をいう。以下同じ。)
(10)	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 生活保護関係情報

	徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 介護保険給付等関係情報
(11)	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報
(12)	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(13)	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報 キ 介護保険給付等関係情報 ク 国民年金法(昭和34年法律第141号)による被保険者の資格に関する情報 ケ 母子保健法(昭和40年法律第141号)による母子健康手帳に関する情報
(14)	国民年金法による年金	次に掲げる情報であって規則で定めるもの

	である給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報
(15)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報 シ 自立支援給付関係情報
(16)	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 外国人保護関係情報

(17)	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による被災者台帳の作成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 障がい者関係情報 ウ 難病患者特定医療費関係情報 エ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報
(18)	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(19)	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(20)	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 介護保険給付等関係情報
(21)	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるものの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 児童扶養手当関係情報

(22)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ウ 外国人保護関係情報
(23)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(24)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報
(25)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 医療費助成関係情報
(26)	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)による特別弔慰金の支給	住民関係情報であって規則で定めるもの

	に関する事務であって規則で定めるもの	
(27)	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 外国人保護関係情報
(28)	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(29)	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)による特別給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民関係情報であって規則で定めるもの
(30)	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報

	則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの	ウ 国民年金法による被保険者の資格に関する情報
(31)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 介護保険給付等関係情報
(32)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 障がい者関係情報 エ 外国人保護関係情報 オ 公営住宅等の管理等に関する情報 カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報 ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報 コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報 サ 医療費助成関係情報

		シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報
(33)	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収若しくは賦課に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 国民年金法による被保険者の資格に関する情報
(34)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 外国人保護関係情報
(35)	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 外国人保護関係情報
(36)	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報

	関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 外国人保護関係情報
(37)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報 サ 介護保険給付等関係情報
(38)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 特別児童扶養手当関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 児童扶養手当関係情報 ケ 児童福祉法による障害児通所支援に關す

		る情報 コ 自立支援給付関係情報
(39)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する情報 ケ 昭和60年法附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報 コ 外国人保護関係情報
(40)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの及び法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報 ア 住民関係情報 イ 生活保護関係情報 ウ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 エ 障がい者関係情報 オ 公営住宅等の管理等に関する情報 カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報 キ 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報 ク 難病患者特定医療費関係情報

		ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報 コ 児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する情報 サ 医療費助成関係情報 シ 小児慢性特定疾病用具給付関係情報
(41)	那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例に基づく医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 特別児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 外国人保護関係情報 ケ 介護保険給付等関係情報 コ 自立支援給付関係情報 サ 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報 シ 医療費助成関係情報
(42)	那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報
(43)	那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報

	事業に基づく補聴器の購入等に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの	イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 障がい者関係情報 カ 外国人保護関係情報
(44)	那覇市こども医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 生活保護関係情報 オ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 カ 障がい者関係情報 キ 外国人保護関係情報 ク 自立支援給付関係情報 ケ 医療費助成関係情報
(45)	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 医療保険給付関係情報 ウ 地方税関係情報 エ 児童扶養手当関係情報 オ 生活保護関係情報 カ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 キ 障がい者関係情報 ク 外国人保護関係情報 ケ 自立支援給付関係情報 コ 医療費助成関係情報

別表第3(第4条関係)

号	情報照	事務	情報提	特定個人情報
---	-----	----	-----	--------

	会機関		供機関	
(1)	市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
(2)	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
(3)	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 外国人保護関係情報

那覇市条例第 8 号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）

第49条の11第2項の規定による避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

（本人の同意を要しない名簿情報の提供）

第3条 市長は、那覇市消防局、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員及び社会福祉法人那覇市社会福祉協議会に対し、法第49条の11第2項本文の規定により名簿情報を提供する場合には、本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を要しないものとする。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市条例第 9 号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第68号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	第13条 削除
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

第2条 那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	(安全計画の策定等) 第7条の2 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する当該児童福祉施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。<u>ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。</u>	3 <u>保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> 4 <u>児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の児童の所在の確認)</u> 第7条の3 <u>児童福祉施設は、児童の当該児童福祉施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</u> 2 <u>保育所は、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認(児童の降車の際にするものに限る。)を行わなければならない。</u> <u>(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</u> 第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。 2 <u>前項の規定は、入所している者の居室及</u>
---	--

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 [略]

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3～4 [略]

付 則

- 2 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第36条第2項に規定する保育士等の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士等とみなすことができる。

び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 [略]

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3～4 [略]

付 則

- 2 第36条第2項に規定する保育士等の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限って、保育士等とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育て

	<u>に関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>
備考	
1 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
(安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、保育所以外の児童福祉施設に対する第2条の規定による改正後の那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「新条例」という。)第7条の2第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。
(自動車を運行する場合の児童の所在の確認に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所が当該自動車に新条例第7条の3第2項に規定する装置を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情がある場合における同項の規定の適用については、同項中「を備え、これを用いて」とあるのは、「の設置に代わる措置を講じて」とする。

那覇市条例第10号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(福祉施設条例の準用) 第13条 福祉施設条例第4条、第5条、第6条第1項から第3項まで及び第5項、第6条の2、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第8号、第35条(後段を除く。))並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 [表 別記] 2 [略]	(福祉施設条例の準用) 第13条 福祉施設条例第4条、第5条、第6条第1項から第3項まで及び第5項、第6条の2、第7条、第9条、第11条、第12条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第8号、第35条(後段を除く。))並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 [表 別記] 2 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

[第13条第1項の表]

読み替える福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
第6条第1項	[略]	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項の園児(以下「園児」という。)
[略]		
第12条	[略]	

第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に 関する法律第14条第1項の園長 (以下「園長」という。)
	入所中の児童等(法第33条の7に規定 する児童等をいう。以下この条にお いて同じ。)に対し法第47条第1項本 文の規定により親権を行う場合であ って懲戒するとき又は同条	法第47条
	その児童等	園児
第15条第1項	[略]	
[略]		
第39条	[略]	園長
	[略]	

[改正後 別記]

[第13条第1項の表]

読み替える福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕		
第6条第1項	〔略〕	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項の園児(以下「園児」という。)
〔略〕		
第12条	〔略〕	
第15条第1項	〔略〕	
〔略〕		
第39条	〔略〕	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長
	〔略〕	

第2条 那覇市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(福祉施設条例の準用)	(福祉施設条例の準用)
第13条 福祉施設条例第4条、第5条、第6条第1項から第3項まで及び第5項、第6条の2、第7条、第9条、第11条、第12条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、	第13条 福祉施設条例第4条、第5条、第6条第1項から第3項まで及び第5項、第6条の2、第7条、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第

第20条、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別記]

- 2 福祉施設条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは、「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項の園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

19条、第20条、第34条第8号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別記]

- 2 福祉施設条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは、「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項の園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。

付 則 第8条 前2条の規定により第5条第3項の表備考第1項に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、第5条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。	付 則 第8条 第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同項に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 2 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。 第9条 前3条の規定により第5条第3項の表備考第1項に定める者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、第5条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。
備考 1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第13条第1項の表]

読み替える福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		

第12条	[略]	
第15条第1項	[略]	
[略]		
第20条第1項	[略]	教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援
[略]		

[改正後 別記]

[第13条第1項の表]

読み替える福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
〔略〕		
第12条	〔略〕	
第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。 以下同じ。)
第15条第1項	〔略〕	
〔略〕		
第20条第1項	〔略〕	教育及び保育並びに子育ての支援
〔略〕		

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

那覇市条例第11号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例

那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 〔略〕 2 企画財務部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 〔略〕 (7) 市税(国民健康保険税にあつては、規則で定めるものに限る。)に関する事	第2条 〔略〕 2 〔略〕 (1)～(6) 〔略〕 (7) 市税(国民健康保険税にあつては、規則で定めるものに限る。)並びに後期高齢者医療保険料及び介護保険料(いずれも規則で定めるものに限る。)に関する事
3～10 〔略〕	3～10 〔略〕
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市条例第12号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 [略]	(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

那覇市条例第13号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例

那覇市印鑑条例(昭和51年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請) 第17条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の<u>利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。)を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。	(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請) 第17条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって同法第35条の2第1項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をすることができる。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市条例第14号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市立壺屋焼物博物館条例の一部を改正する条例

那覇市立壺屋焼物博物館条例(平成9年那覇市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、博物館の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>(設置等)</u> 第2条 焼物(陶器、磁器、土器及び瓦をいう。以下同じ。)に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展に資するため、<u>那覇市立壺屋焼物博物館(以下「博物館」という。)を設置する。</u> 2 博物館の位置は、<u>那覇市壺屋1丁目9番32号とする。</u> (博物館協議会) 第15条 博物館法<u>第20条第1項</u>の規定に基づき、那覇市立壺屋焼物博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2～6 [略]	<u>(設置)</u> 第1条 焼物(陶器、磁器、土器及び瓦をいう。以下同じ。)に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展に資するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として、<u>那覇市立壺屋焼物博物館(以下「博物館」という。)を設置する。</u> <u>(位置)</u> 第2条 博物館の位置は、<u>那覇市壺屋1丁目9番32号とする。</u> (博物館協議会) 第15条 博物館法<u>第23条第1項</u>の規定に基づき、那覇市立壺屋焼物博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2～6 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市条例第15号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(手数料の減免) 第6条 次の各号いずれかに該当する場合は、手数料を減免することができる。 (1)～(7) [略] (8) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条第2項の審理員(同法第9条第3項に規定する場合にあっては、同条第1項の審査庁)<u>又は那覇市行政不服審査会条例(平成27年那覇市条例第51号)第2条の那覇市行政不服審査会が、別表第5第1号に規定する手数料の減免について経済的困難その他特別の理由があると認めるとき。</u> (9) [略] [別表第4 別記]	(手数料の減免) 第6条 [略] (1)～(7) [略] (8) 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条第2項の審理員(同法第9条第3項に規定する場合にあっては、同条第1項の審査庁)、<u>那覇市行政不服審査会条例(平成27年那覇市条例第51号)第2条の那覇市行政不服審査会又は那覇市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年那覇市条例第6号)第1条の那覇市情報公開・個人情報保護審査会が、別表第5第1号に規定する手数料の減免について経済的困難その他特別の理由があると認めるとき。</u> (9) [略] [別表第4 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～6 [略]

7 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～6 [略]

7 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の 名称	手数料の額
(1)	法第5条の3第1項(法第5条の6第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請に対する審査	管理計画認定・認定更新申請手数料	次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア 法第5条の4各号に掲げる基準(同条第4号の都道府県等マンション管理適正化指針を除く。)に適合することを証する書類として市長が認めるものを添付する場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号)第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画(以下この表において「長期修繕計画」という。)の数が1である場合 4,700円 (イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合 4,700円に1を超える長期修繕計画の数に2,100円を乗じて得た額を加えた額 イ アに掲げる場合以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額 (ア) 長期修繕計画の数が1である場合 26,800円 (イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合 26,800円に1を超える長期修繕計画の数に15,300円を乗じて得た額を加えた額
(2)	法第5条の7第1項の認定の申請に対する審査	管理計画変更認定申請手数料	次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額 ア 長期修繕計画の数が1である場合 11,600円 イ 長期修繕計画の数が2以上である場合 11,600円に1を超える長期修繕計画の数に6,400円を乗じて得た額を加えた額

8 [略]

那覇市条例第16号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市消防局長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市消防局長及び消防署長の資格を定める条例の一部を改正する条例

那覇市消防局長及び消防署長の資格を定める条例（平成26年那覇市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（消防局長の資格） 第2条 消防局長の資格は、次のとおりとする。 (1) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、本市の消防署長の職又は那覇市消防局、<u>消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における本市の消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。</u> (2) 本市の消防団員として消防事務に従事した者で、<u>本市の消防団長の職に2年以上あったものであること。</u> (3) [略] （消防署長の資格） 第3条 消防署長の資格は、次のとおりとする。 (1) 本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、<u>消防司令以上の階級に1年（市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ市長が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。</u> (2) 本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、<u>消防司令補以上の階級に3年（市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ市長が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。</u> (3) 本市の消防団員として消防事務に従事した者であつて、本市の消防団の副団長の職その他本市の消防団におけ	（消防局長の資格） 第2条 [略] (1) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、本市の消防署長の職又は那覇市消防局の<u>次長の職に1年以上あったものであること。</u> (2) [略] （消防署長の資格） 第3条 消防署長の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、<u>消防司令長以上の階級に1年（市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ市長が定める期間を控除した期間）以上あったものであることとする。</u>

<u>るこれと同等以上と認められる職に3 年以上あったもので、市長が定める教 育訓練を消防大学校において受けたも のであること。</u>	
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合は、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市条例第17号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用定員) 第4条 〔略〕 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。 ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳未満の小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 〔略〕 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに<u>係る法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定す	(利用定員) 第4条 〔略〕 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。 ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳未満の小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 〔略〕 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに<u>係る法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の

る方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。</u> 4～5 〔略〕 （あつせん、調整及び要請に対する協力） 第7条 〔略〕 2 特定教育・保育施設は、<u>法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</u> （受給資格等の確認） 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない	設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項及び次条第2項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。</u> 4～5 〔略〕 （あつせん、調整及び要請に対する協力） 第7条 〔略〕 2 特定教育・保育施設は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</u> （受給資格等の確認） 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない
---	---

場合については、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 〔略〕

2～3 〔略〕

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(2) 〔略〕

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号の特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

場合については、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等確かめるものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 〔略〕

2～3 〔略〕

4 〔略〕

(1)～(2) 〔略〕

(3) 〔略〕

ア 〔略〕

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号の特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ [略]

(4)～(5) [略]

5～6 [略]

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事

イ [略]

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ [略]

(4)～(5) [略]

5～6 [略]

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関

項をいう。) (4) [略] 2 [略] (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(3) [略] (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日 (5)～(11) [略] (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、福祉施設条例の規定を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用してい	する事項をいう。) (4) [略] 2 [略] (運営規程) 第20条 [略] (1)～(3) [略] (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。)及び時間並びに提供を行わない日 (5)～(11) [略] 第26条 削除 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、福祉施設条例の規定を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同
---	---

る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。））」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合は、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を

保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第37条 〔略〕

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1号第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、保育事業等条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハの共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハの共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳未満の小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 〔略〕

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保

受ける者を含む。）と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第37条 〔略〕

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、保育事業等条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハの共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハの共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳未満の小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 〔略〕

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認

育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

3～4 〔略〕

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条

定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。

3～4 〔略〕

（準用）

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

（特別利用地域型保育の基準）

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条

- | | |
|---|--|
| <p>第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、保育事業等条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号又は第3号</u>に掲げる小</p> | <p>第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、保育事業等条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで、<u>第23条から第25条まで及び第27条</u>から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>同号又は同条第3号</u>に掲げる</p> |
|---|--|

学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）と、「法第20条第4項の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、保育事業等条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定に

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「法第20条第4項の認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、保育事業等条例の規定を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定に

より特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号の満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

より特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号の満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条及び第50条の改正規定並びに第51条第3項の改正規定(「及び第23条」を「、第23条から第25条まで及び第27条」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

那覇市条例第18号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	(安全計画の策定等) <u>第9条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> (自動車を実行する場合の利用乳幼児の所在の確認) <u>第9条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を</u>

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

第16条 〔略〕

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認（利用乳幼児の降車の際にするものに限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第15条 削除

（衛生管理等）

第16条 〔略〕

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的

3～5 〔略〕	に実施するよう努めなければならない。 3～5 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。
(自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等が当該自動車に改正後の第9条の3第2項に規定する装置を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情がある場合における同項の規定の適用については、同項中「を備え、これを用いて」とあるのは、「の設置に代わる措置を講じて」とする。

那覇市条例第19号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那覇市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>（安全計画の策定等）</u> <u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する当該放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>（自動車を運行する場合の利用者の確認）</u> <u>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所外での利用者の活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼</u>

	<u>その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u> <u>（業務継続計画の策定等）</u> 第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、<u>放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、<u>業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u> 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に<u>業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> （衛生管理等）
第14条 〔略〕	第14条 〔略〕
2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u>	2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、 <u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u>
3 〔略〕	3 〔略〕
付 則	付 則
（放課後児童支援員に係る経過措置）	（放課後児童支援員に係る経過措置）
4 この条例の施行の日から <u>平成32年3月31日</u> までの間における第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（ <u>平成32年3月31日</u> までに修了することを予定しているものを含む。）」とする。	4 この条例の施行の日から <u>令和7年3月31日</u> までの間における第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（ <u>令和7年3月31日</u> までに修了することを予定しているものを含む。）」とする。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の付則第4項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

那覇市条例第20号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(従業者の員数) 第7条 〔略〕 2～8 〔略〕	(従業者の員数) 第7条 〔略〕 2～8 〔略〕 <u>9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(那覇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第39号)第2条第7号に規定する家庭的保育事業所等(同条第3号の居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。)をいう。以下同じ。)に入所し、又は幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u>
第8条 〔略〕 2～8 〔略〕	第8条 〔略〕 2～8 〔略〕 <u>9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u>

（安全計画の策定等）

第42条の2 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の障がい児の所在の確認）

第42条の3 指定児童発達支援事業者は、障がい児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障がい児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘

(懲戒に係る権限の濫用禁止) <u>第48条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障がい児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障がい児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> (地域との連携) 第53条 [略] 2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項の認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。 (従業者の員数) 第61条 [略] 2 [略]	<u>案してこれと同程度に障がい児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する所在の確認(障がい児の降車の際にするものに限る。)を行わなければならない。</u> 第48条 削除 (地域との連携) 第53条 [略] 2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。 (従業者の員数) 第61条 [略] 2 [略]
--	---

(準用) 第64条 第6条、第9条及び第4節(第13条、第25条第1項及び第4項、第26条、第27条第1項、第33条、第35条、<u>第48条</u>並びに第53条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 (従業者の員数) 第69条 [略] 2～3 [略] (準用) 第78条 第14条から第24条まで、第26条、第28条(第4項及び第5項を除く。)から第36条まで、第38条、第40条から第43条まで、第45条から第49条まで、第51条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第76条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第73条」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療	3 <u>第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u> (準用) 第64条 第6条、第9条及び第4節(第13条、第25条第1項及び第4項、第26条、第27条第1項、第33条、第35条並びに第53条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。 (従業者の員数) 第69条 [略] 2～3 [略] 4 <u>前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。</u> (準用) 第78条 第14条から第24条まで、第26条、第28条(第4項及び第5項を除く。)から第36条まで、第38条、第40条から第43条まで、第45条から第47条まで、<u>第49条</u>、第51条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第76条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第73条」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療
---	---

型児童発達支援計画」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。

（準用）

第98条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条（第4項及び第5項を除く。）、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第77条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第97条」と、第18条中「いう。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第96条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第96条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第103条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条（第4項及び第5項を除く。）、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第43条、第45条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで、第77条及び第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第103条において準用する第97

とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第37条」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。

（準用）

第98条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条（第4項及び第5項を除く。）、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第42条の2、第42条の3第1項、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第77条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第97条」と、第18条中「いう。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第96条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第96条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（準用）

第103条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条（第4項及び第5項を除く。）、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第42条の2、第42条の3第1項、第43条、第45条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで、第77条及び第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第103

条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第103条において準用する第96条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第103条において準用する第96条第2項」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。	条において準用する第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第103条において準用する第96条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第103条において準用する第96条第2項」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第48条、第64条及び第78条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第42条の2(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第42条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の障がい児の所在の確認に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者が当該自動車に新条例第42条の3第2項に規定する装置を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情がある場合における同項(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条及び第90条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「を備え、これを用いて」とあるのは、「の設置に代わる措置を講じて」とする。

那覇市条例第21号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年那覇市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500
2	147,200	197,300	233,100
3	148,400	199,100	234,600
4	149,500	200,900	236,200
5	150,600	202,400	237,600
6	151,700	204,200	239,300
7	152,800	206,000	240,800
8	153,900	207,800	242,400
9	154,900	209,400	243,500
10	156,300	211,200	245,000
11	157,600	213,000	246,600
12	158,900	214,800	247,900
13	160,100	216,200	249,400
14	161,600	218,000	250,800
15	163,100	219,700	252,100
16	164,700	221,500	253,500
17	165,900	223,200	255,000
18	167,400	224,900	256,500
19	168,900	226,500	258,200
20	170,400	228,100	260,000
21	171,700	229,500	261,600

22	174, 400	231, 200	263, 300
23	177, 000	232, 800	264, 900
24	179, 600	234, 400	266, 500
25	182, 200	235, 400	268, 400
26	183, 900	236, 900	270, 200
27	185, 500	238, 300	271, 900
28	187, 200	239, 500	273, 600
29	188, 700	240, 700	275, 300
30	190, 400	241, 900	277, 000
31	192, 200	242, 900	278, 800
32	193, 900	244, 100	280, 300
33	195, 500	245, 400	281, 800
34	196, 900	246, 400	283, 700
35	198, 400	247, 600	285, 500
36	199, 900	248, 900	287, 400
37	201, 200	249, 800	289, 000
38	202, 500	251, 100	290, 700
39	203, 700	252, 300	292, 500
40	205, 000	253, 600	294, 300
41	206, 300	255, 000	295, 800
42	207, 600	256, 400	297, 500
43	208, 900	257, 600	299, 000
44	210, 200	258, 800	300, 600
45	211, 300	260, 000	302, 200
46	212, 600	261, 200	303, 900
47	213, 900	262, 500	305, 500
48	215, 200	263, 600	307, 200
49	216, 300	264, 700	308, 100
50	217, 400	265, 800	309, 600
51	218, 400	267, 100	311, 100
52	219, 500	268, 400	312, 700
53	220, 600	269, 400	314, 300
54	221, 600	270, 500	315, 900
55	222, 500	271, 800	317, 500
56	223, 500	273, 100	319, 000
57	223, 800	274, 000	320, 500
58	224, 600	275, 000	321, 700
59	225, 400	275, 900	322, 900
60	226, 100	277, 000	324, 100
61	226, 800	278, 100	324, 800
62	227, 800	279, 100	325, 700
63	228, 600	280, 000	326, 500
64	229, 400	281, 000	327, 300
65	230, 100	281, 500	328, 200

66	230, 800	282, 400	328, 600
67	231, 700	283, 100	329, 300
68	232, 700	284, 000	330, 100
69	233, 400	285, 000	330, 900
70	234, 000	285, 800	331, 600
71	234, 500	286, 600	332, 300
72	235, 200	287, 400	333, 000
73	236, 000	288, 200	333, 500
74	236, 600	288, 700	334, 100
75	237, 200	289, 100	334, 600
76	237, 700	289, 600	335, 200
77	238, 400	289, 800	335, 500
78	239, 100	290, 100	336, 000
79	239, 800	290, 300	336, 400
80	240, 300	290, 700	336, 900
81	240, 800	290, 900	337, 300
82	241, 500	291, 100	337, 800
83	242, 200	291, 500	338, 300
84	242, 900	291, 800	338, 800
85	243, 500	292, 100	339, 100
86	244, 200	292, 400	339, 500
87	244, 900	292, 700	340, 000
88	245, 600	293, 100	340, 400
89	246, 100	293, 400	340, 700
90	246, 600	293, 800	341, 100
91	246, 900	294, 100	341, 600
92	247, 300	294, 500	342, 000
93	247, 600	294, 700	342, 200
94		294, 900	342, 600
95		295, 200	343, 100
96		295, 600	343, 500
97		295, 800	343, 700
98		296, 100	344, 100
99		296, 500	344, 500
100		296, 900	344, 800
101		297, 100	345, 100
102		297, 400	345, 500
103		297, 800	345, 900
104		298, 100	346, 300
105		298, 300	346, 800
106		298, 600	347, 200
107		299, 000	347, 600
108		299, 300	348, 000
109		299, 500	348, 500

110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム職員に適用する。

[改正後 別記]

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400
2	151,200	200,300	236,000
3	152,400	202,100	237,500
4	153,500	203,900	239,000
5	154,600	205,400	240,300
6	155,700	207,200	241,900
7	156,800	209,000	243,400
8	157,900	210,800	244,900
9	158,900	212,400	246,000
10	160,300	214,200	247,500
11	161,600	216,000	249,000
12	162,900	217,800	250,300
13	164,100	219,200	251,800
14	165,600	221,000	253,000
15	167,100	222,700	254,300
16	168,700	224,500	255,500
17	169,800	226,100	256,800
18	171,200	227,800	258,200
19	172,600	229,400	259,600
20	174,000	230,900	261,100

21	175,300	232,200	262,700
22	177,800	233,800	264,400
23	180,300	235,400	266,000
24	182,800	236,900	267,600
25	185,200	237,900	269,400
26	186,900	239,400	271,200
27	188,500	240,700	272,900
28	190,200	241,900	274,600
29	191,700	243,100	276,200
30	193,400	244,100	277,900
31	195,200	245,100	279,700
32	196,900	246,100	281,200
33	198,500	247,200	282,400
34	199,900	248,100	284,100
35	201,400	249,000	285,700
36	202,900	250,000	287,400
37	204,200	250,900	289,000
38	205,500	252,200	290,700
39	206,700	253,400	292,500
40	208,000	254,700	294,300
41	209,300	256,000	295,800
42	210,600	257,400	297,500
43	211,900	258,600	299,000
44	213,200	259,800	300,600
45	214,300	260,900	302,200
46	215,600	262,100	303,900
47	216,900	263,400	305,500
48	218,200	264,500	307,200
49	219,200	265,600	308,100
50	220,300	266,600	309,600
51	221,300	267,800	311,100
52	222,300	268,900	312,700
53	223,300	269,900	314,300
54	224,200	270,900	315,900
55	225,100	272,000	317,500
56	226,000	273,100	319,000
57	226,300	274,000	320,500
58	227,100	275,000	321,700
59	227,800	275,900	322,900
60	228,500	277,000	324,100
61	229,200	278,100	324,800
62	230,000	279,100	325,700
63	230,700	280,000	326,500
64	231,300	281,000	327,300

65	231,900	281,500	328,200
66	232,500	282,400	328,600
67	233,100	283,100	329,300
68	233,800	284,000	330,100
69	234,500	285,000	330,900
70	235,100	285,800	331,600
71	235,600	286,600	332,300
72	236,300	287,400	333,000
73	237,000	288,200	333,500
74	237,600	288,700	334,100
75	238,200	289,100	334,600
76	238,700	289,600	335,200
77	239,300	289,800	335,500
78	240,000	290,100	336,000
79	240,700	290,300	336,400
80	241,200	290,700	336,900
81	241,700	290,900	337,300
82	242,300	291,100	337,800
83	242,900	291,500	338,300
84	243,400	291,800	338,800
85	243,900	292,100	339,100
86	244,500	292,400	339,500
87	245,100	292,700	340,000
88	245,600	293,100	340,400
89	246,100	293,400	340,700
90	246,600	293,800	341,100
91	246,900	294,100	341,600
92	247,300	294,500	342,000
93	247,600	294,700	342,200
94		294,900	342,600
95		295,200	343,100
96		295,600	343,500
97		295,800	343,700
98		296,100	344,100
99		296,500	344,500
100		296,900	344,800
101		297,100	345,100
102		297,400	345,500
103		297,800	345,900
104		298,100	346,300
105		298,300	346,800
106		298,600	347,200
107		299,000	347,600
108		299,300	348,000

109		299,500	348,500
110		299,900	348,900
111		300,300	349,200
112		300,600	349,500
113		300,800	350,000
114		301,000	
115		301,300	
116		301,700	
117		301,900	
118		302,100	
119		302,400	
120		302,700	
121		303,100	
122		303,300	
123		303,600	
124		303,900	
125		304,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム職員に適用する。

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
	円	円
1	249,800	335,000
2	252,300	338,000
3	254,800	340,900
4	257,300	343,800
5	259,500	346,500
6	263,300	349,700
7	267,100	352,800
8	270,900	355,900
9	274,500	358,700
10	278,500	361,400
11	282,500	364,500
12	286,500	367,700
13	290,300	370,600
14	294,300	374,100
15	298,200	377,100
16	302,100	380,700
17	305,800	384,300
18	309,400	387,000
19	312,900	389,500

20	316,500	392,100
21	320,100	394,900
22	323,800	397,200
23	327,300	399,700
24	330,600	401,800
25	334,100	403,800
26	336,800	406,100
27	339,400	408,300
28	342,000	410,600
29	344,800	412,900
30	346,700	415,000
31	348,900	417,000
32	351,300	419,100
33	353,500	421,000
34	355,800	422,800
35	357,900	424,600
36	360,200	426,600
37	362,400	428,500
38	364,800	430,500
39	367,000	432,400
40	369,000	434,400
41	371,300	436,200
42	372,500	438,000
43	373,900	439,700
44	375,000	441,500
45	376,200	443,300
46	377,600	445,100
47	379,100	446,900
48	380,600	448,600
49	381,700	450,400
50	382,700	452,100
51	383,700	453,900
52	384,500	455,700
53	385,400	457,600
54	386,300	458,800
55	387,000	460,000
56	387,900	461,200
57	388,600	462,400
58	389,500	463,400
59	390,300	464,400
60	391,100	465,400
61	391,600	466,200
62	392,100	466,900
63	392,500	467,600

64	393, 000	468, 300
65	393, 300	469, 000
66		469, 700
67		470, 400
68		471, 000
69		471, 300
70		472, 000
71		472, 700
72		473, 400
73		473, 800
74		474, 400
75		475, 100
76		475, 800
77		476, 200
78		476, 800
79		477, 400
80		477, 900
81		478, 500
82		479, 000
83		479, 500
84		480, 000
85		480, 400
86		481, 000
87		481, 400
88		481, 900
89		482, 400
90		483, 000
91		483, 600
92		484, 000
93		484, 500
94		485, 100
95		485, 700
96		486, 300
97		486, 800

備考 この表は、医師その他規則で定めるフルタイム職員に適用する。

医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	151, 000	188, 400	223, 600
2	152, 400	190, 000	225, 200
3	153, 800	191, 600	226, 800
4	155, 200	193, 200	228, 400

5	156,400	194,700	229,800
6	158,200	196,200	231,400
7	159,900	197,800	232,900
8	161,500	199,300	234,500
9	163,100	200,900	235,600
10	164,800	202,600	237,100
11	166,400	204,200	238,500
12	168,200	205,900	239,700
13	169,700	207,300	241,300
14	171,600	208,900	242,700
15	173,600	210,500	243,900
16	175,500	212,100	245,300
17	177,400	213,500	246,100
18	179,200	215,100	247,300
19	181,000	216,800	248,500
20	182,900	218,500	249,600
21	184,700	219,800	251,000
22	186,200	221,300	251,900
23	187,700	222,700	252,900
24	189,200	224,200	254,000
25	190,800	225,600	255,200
26	192,100	227,000	256,400
27	193,600	228,300	257,800
28	195,000	229,600	259,300
29	196,500	230,900	260,700
30	197,700	232,300	262,300
31	199,000	233,800	263,900
32	200,300	235,200	265,400
33	201,700	236,200	266,800
34	203,100	237,500	268,500
35	204,400	238,500	270,100
36	205,800	239,700	271,700
37	206,900	241,000	273,200
38	208,200	242,300	274,700
39	209,500	243,400	276,300
40	210,800	244,700	277,700
41	211,900	246,000	279,200
42	213,100	247,000	280,800
43	214,300	248,200	282,500
44	215,500	249,300	284,200
45	216,700	250,400	285,700
46	217,800	251,700	287,400
47	218,800	253,000	289,100
48	219,900	254,200	290,700

49	220,900	255,800	291,900
50	221,900	257,200	293,500
51	222,800	258,400	294,800
52	223,800	259,600	296,400
53	224,100	260,700	297,700
54	224,900	262,000	299,200
55	225,600	263,300	300,600
56	226,400	264,400	302,100
57	227,100	265,200	303,100
58	228,000	266,500	304,300
59	228,700	267,800	305,500
60	229,400	269,100	306,900
61	230,300	270,000	308,200
62	231,000	271,200	309,400
63	231,900	272,500	310,700
64	232,900	273,800	311,900
65	233,500	274,600	313,300
66	234,200	275,700	314,100
67	234,900	276,600	314,900
68	235,600	277,700	315,700
69	236,300	278,700	316,300
70	236,900	279,700	317,000
71	237,500	280,800	317,700
72	238,000	281,900	318,300
73	238,700	282,500	319,000
74	239,400	283,200	319,200
75	240,100	283,700	319,800
76	240,600	284,500	320,400
77	241,000	285,300	321,000
78	241,600	285,900	321,500
79	242,200	286,500	322,000
80	242,800	287,100	322,500
81	243,100	287,800	323,100
82	243,500	288,300	323,600
83	243,900	288,700	324,000
84	244,200	289,100	324,500
85	244,500	289,300	325,000
86		289,500	325,400
87		289,700	325,600
88		289,900	326,000
89		290,300	326,400
90		290,500	326,800
91		290,700	327,200
92		290,900	327,600

93		291,300	327,900
94		291,500	328,100
95		291,700	328,500
96		292,000	328,800
97		292,400	329,000
98		292,700	329,300
99		292,900	329,600
100		293,200	329,900
101		293,500	330,100
102		293,700	330,400
103		293,900	330,800
104		294,200	331,000
105		294,500	331,200
106			331,400
107			331,800
108			332,000
109			332,200
110			332,600
111			333,000
112			333,400
113			333,600

備考 この表は、栄養士その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	165,300	192,400	240,200
2	166,700	194,500	242,000
3	168,200	196,600	243,800
4	169,600	198,600	245,600
5	171,000	200,700	247,000
6	172,500	203,000	248,300
7	174,000	205,300	249,400
8	175,500	207,500	250,700
9	176,700	209,800	251,700
10	178,400	211,200	252,700
11	180,000	212,600	253,600
12	181,500	213,800	254,500
13	182,900	215,200	255,700
14	184,900	216,600	256,800
15	186,900	218,100	257,600
16	188,900	219,300	258,600
17	191,000	220,700	259,100

18	193, 100	222, 200	260, 000
19	195, 200	223, 700	261, 000
20	197, 300	225, 200	261, 800
21	199, 300	226, 300	262, 700
22	201, 500	228, 000	263, 600
23	203, 700	229, 700	264, 500
24	205, 900	231, 400	265, 500
25	207, 800	232, 700	266, 700
26	209, 100	234, 400	267, 600
27	210, 300	236, 100	268, 800
28	211, 600	237, 800	270, 000
29	212, 800	239, 400	271, 200
30	213, 900	240, 800	272, 600
31	215, 200	242, 100	274, 100
32	216, 400	243, 200	275, 400
33	217, 700	244, 400	277, 000
34	219, 000	245, 500	278, 400
35	220, 300	246, 400	279, 600
36	221, 600	247, 500	280, 800
37	222, 700	248, 400	282, 400
38	224, 100	249, 500	283, 600
39	225, 400	250, 400	285, 000
40	226, 800	251, 500	286, 200
41	227, 700	251, 900	287, 500
42	229, 100	252, 800	289, 000
43	230, 500	253, 700	290, 500
44	231, 900	254, 400	292, 100
45	233, 100	255, 200	293, 400
46	234, 500	256, 100	294, 800
47	235, 800	257, 000	296, 300
48	237, 100	258, 000	297, 800
49	238, 100	259, 000	298, 900
50	239, 200	260, 000	300, 200
51	240, 200	261, 200	301, 400
52	241, 300	262, 400	302, 800
53	242, 200	263, 500	304, 200
54	243, 300	264, 900	305, 500
55	244, 200	266, 200	306, 900
56	245, 200	267, 500	308, 300
57	245, 900	269, 000	309, 100
58	246, 900	270, 500	310, 300
59	247, 600	271, 900	311, 500
60	248, 400	273, 300	312, 900
61	249, 200	274, 700	314, 000

62	250,200	276,000	315,300
63	251,000	277,400	316,600
64	252,000	278,500	317,800
65	252,900	279,900	319,100
66	253,700	281,400	320,400
67	254,800	282,900	321,700
68	255,700	284,400	323,000
69	256,500	285,500	323,700
70	257,500	287,000	324,800
71	258,400	288,500	325,900
72	259,400	289,900	326,800
73	260,800	290,900	328,100
74	262,100	292,300	328,800
75	263,200	293,500	329,900
76	264,300	294,800	331,100
77	265,300	296,200	332,200
78	266,300	297,500	333,400
79	267,500	298,700	334,500
80	268,500	300,000	335,700
81	269,400	300,500	336,800
82	270,400	301,700	337,900
83	271,500	302,800	338,900
84	272,600	304,000	340,000
85	273,400	305,100	340,900
86	274,300	306,300	341,900
87	275,400	307,500	342,800
88	276,500	308,600	343,800
89	277,300	309,900	344,800
90	278,200	311,100	345,600
91	279,000	312,300	346,400
92	280,000	313,500	347,200
93	280,900	314,300	347,800
94	281,900	315,000	348,400
95	282,800	315,700	349,100
96	283,800	316,300	349,700
97	284,400	317,000	350,100
98	285,200	317,300	350,500
99	285,800	317,900	351,000
100	286,700	318,600	351,400
101	287,500	319,000	351,900
102	288,300	319,600	352,300
103	289,100	320,200	352,800
104	289,900	320,800	353,200
105	290,600	321,200	353,500

106	291, 100	321, 700	354, 000
107	291, 600	322, 200	354, 400
108	292, 100	322, 700	354, 700
109	292, 300	323, 100	355, 200
110	292, 600	323, 500	355, 700
111	292, 800	323, 800	356, 200
112	293, 200	324, 100	356, 700
113	293, 500	324, 500	357, 200
114	293, 700	324, 900	357, 700
115	294, 100	325, 300	358, 200
116	294, 400	325, 600	358, 600
117	294, 700	325, 800	359, 000
118	295, 000	326, 100	359, 400
119	295, 300	326, 500	359, 900
120	295, 700	326, 700	360, 400
121	296, 000	326, 900	360, 800
122	296, 400	327, 200	361, 300
123	296, 700	327, 500	361, 800
124	297, 100	327, 800	362, 300
125	297, 300	328, 000	362, 600
126	297, 500	328, 300	
127	297, 800	328, 700	
128	298, 200	328, 900	
129	298, 400	329, 100	
130	298, 700	329, 300	
131	299, 100	329, 700	
132	299, 500	329, 900	
133	299, 700	330, 200	
134	300, 000	330, 600	
135	300, 400	331, 000	
136	300, 700	331, 400	
137	300, 900	331, 700	
138	301, 200	332, 100	
139	301, 600	332, 500	
140	301, 900	332, 900	
141	302, 100	333, 200	
142	302, 500	333, 600	
143	302, 900	333, 900	
144	303, 200	334, 300	
145	303, 400	334, 600	
146	303, 600	335, 000	
147	303, 900	335, 400	
148	304, 300	335, 800	
149	304, 500	336, 100	

150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	
168	310,200	
169	310,600	

備考 この表は、保健師その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)医療職給料表

医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	253,600	338,400
2	256,100	341,400
3	258,600	344,200
4	261,100	347,100
5	263,300	349,800
6	267,100	352,800
7	270,900	355,900
8	274,700	358,700
9	278,300	361,100
10	282,300	363,700
11	286,300	366,400
12	290,300	369,200
13	294,000	372,100
14	298,000	375,600
15	301,900	378,600
16	305,700	382,200

17	309,300	385,600
18	312,800	388,300
19	316,300	390,800
20	319,800	393,400
21	323,400	396,100
22	327,100	398,300
23	330,500	400,200
24	333,800	401,800
25	337,300	403,800
26	339,800	406,100
27	342,400	408,300
28	344,700	410,600
29	347,100	412,900
30	348,900	415,000
31	350,700	417,000
32	352,700	419,100
33	354,900	421,000
34	357,200	422,800
35	359,300	424,600
36	361,600	426,600
37	363,700	428,500
38	366,100	430,500
39	368,300	432,400
40	370,300	434,400
41	372,500	436,200
42	373,500	438,000
43	374,300	439,700
44	375,000	441,500
45	376,200	443,300
46	377,600	445,100
47	379,100	446,900
48	380,600	448,600
49	381,700	450,400
50	382,700	452,100
51	383,700	453,900
52	384,500	455,700
53	385,400	457,600
54	386,300	458,800
55	387,000	460,000
56	387,900	461,200
57	388,600	462,400
58	389,500	463,400
59	390,300	464,400
60	391,100	465,400

61	391,600	466,200
62	392,100	466,900
63	392,500	467,600
64	393,000	468,300
65	393,300	469,000
66		469,700
67		470,400
68		471,000
69		471,300
70		472,000
71		472,700
72		473,400
73		473,800
74		474,400
75		475,100
76		475,800
77		476,200
78		476,800
79		477,400
80		477,900
81		478,500
82		479,000
83		479,500
84		480,000
85		480,400
86		481,000
87		481,400
88		481,900
89		482,400
90		483,000
91		483,600
92		484,000
93		484,500
94		485,100
95		485,700
96		486,300
97		486,800

備考 この表は、医師その他規則で定めるフルタイム職員に適用する。

医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	155,100	191,500	226,800

2	156,500	193,100	228,400
3	157,900	194,700	230,000
4	159,300	196,300	231,600
5	160,500	197,800	233,000
6	162,300	199,300	234,600
7	164,000	200,900	236,100
8	165,600	202,400	237,700
9	167,200	204,000	238,600
10	168,900	205,700	240,000
11	170,500	207,300	241,400
12	172,300	209,000	242,500
13	173,700	210,400	244,000
14	175,500	212,000	245,300
15	177,400	213,600	246,500
16	179,200	215,200	247,800
17	181,100	216,600	248,600
18	182,600	218,200	249,800
19	184,400	219,900	250,900
20	186,200	221,600	252,000
21	187,700	222,900	253,400
22	189,200	224,400	254,200
23	190,700	225,800	255,100
24	192,200	227,300	256,000
25	193,800	228,500	257,000
26	195,100	229,900	258,100
27	196,600	231,200	259,200
28	198,000	232,400	260,400
29	199,500	233,600	261,800
30	200,700	234,900	263,400
31	202,000	236,400	265,000
32	203,300	237,700	266,500
33	204,700	238,700	267,800
34	206,100	240,000	269,500
35	207,400	240,900	271,100
36	208,800	242,100	272,700
37	209,900	243,400	274,100
38	211,200	244,500	275,600
39	212,500	245,600	277,200
40	213,800	246,700	278,600
41	214,900	247,800	279,800
42	216,100	248,700	281,200
43	217,300	249,600	282,700
44	218,500	250,400	284,200
45	219,600	251,500	285,700

46	220,700	252,800	287,400
47	221,700	254,100	289,100
48	222,700	255,300	290,700
49	223,600	256,800	291,900
50	224,500	258,200	293,500
51	225,400	259,400	294,800
52	226,300	260,600	296,400
53	226,600	261,600	297,700
54	227,400	262,900	299,200
55	228,000	264,200	300,600
56	228,800	265,300	302,100
57	229,500	266,100	303,100
58	230,200	267,300	304,300
59	230,800	268,500	305,500
60	231,400	269,600	306,900
61	232,100	270,500	308,200
62	232,700	271,600	309,400
63	233,300	272,700	310,700
64	234,000	273,800	311,900
65	234,600	274,600	313,300
66	235,300	275,700	314,100
67	236,000	276,600	314,900
68	236,700	277,700	315,700
69	237,300	278,700	316,300
70	237,900	279,700	317,000
71	238,500	280,800	317,700
72	239,000	281,900	318,300
73	239,600	282,500	319,000
74	240,300	283,200	319,200
75	241,000	283,700	319,800
76	241,500	284,500	320,400
77	241,900	285,300	321,000
78	242,400	285,900	321,500
79	242,900	286,500	322,000
80	243,200	287,100	322,500
81	243,500	287,800	323,100
82	243,800	288,300	323,600
83	244,100	288,700	324,000
84	244,400	289,100	324,500
85	244,700	289,300	325,000
86		289,500	325,400
87		289,700	325,600
88		289,900	326,000
89		290,300	326,400

90		290,500	326,800
91		290,700	327,200
92		290,900	327,600
93		291,300	327,900
94		291,500	328,100
95		291,700	328,500
96		292,000	328,800
97		292,400	329,000
98		292,700	329,300
99		292,900	329,600
100		293,200	329,900
101		293,500	330,100
102		293,700	330,400
103		293,900	330,800
104		294,200	331,000
105		294,500	331,200
106			331,400
107			331,800
108			332,000
109			332,200
110			332,600
111			333,000
112			333,400
113			333,600

備考 この表は、栄養士その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	169,900	197,000	243,600
2	171,300	198,900	245,400
3	172,800	200,900	247,200
4	174,200	202,800	249,000
5	175,600	204,900	250,400
6	177,100	206,900	251,700
7	178,600	209,100	252,800
8	180,100	211,200	254,100
9	181,300	213,200	254,900
10	183,000	214,600	255,800
11	184,600	216,000	256,700
12	186,100	217,200	257,500
13	187,500	218,600	258,600
14	189,500	220,000	259,600

15	191,500	221,500	260,400
16	193,500	222,700	261,300
17	195,500	224,100	261,800
18	197,500	225,600	262,700
19	199,500	227,100	263,500
20	201,500	228,600	264,300
21	203,500	229,700	265,200
22	205,400	231,400	265,900
23	207,500	233,100	266,800
24	209,600	234,700	267,600
25	211,200	236,000	268,600
26	212,500	237,700	269,400
27	213,700	239,400	270,300
28	215,000	241,100	271,300
29	216,200	242,700	272,500
30	217,300	244,100	273,700
31	218,600	245,400	275,200
32	219,700	246,500	276,500
33	221,000	247,500	278,000
34	222,300	248,600	279,400
35	223,600	249,500	280,600
36	224,900	250,500	281,800
37	226,000	251,200	283,300
38	227,400	252,200	284,500
39	228,700	253,100	285,900
40	230,100	254,100	287,100
41	231,000	254,500	288,100
42	232,400	255,400	289,400
43	233,700	256,200	290,700
44	235,100	256,900	292,100
45	236,300	257,700	293,400
46	237,700	258,400	294,800
47	239,000	259,300	296,300
48	240,300	260,100	297,800
49	241,200	260,900	298,900
50	242,300	261,800	300,200
51	243,300	262,700	301,400
52	244,300	263,700	302,800
53	245,000	264,800	304,200
54	246,000	266,000	305,500
55	246,900	267,300	306,900
56	247,800	268,600	308,300
57	248,500	270,000	309,100
58	249,500	271,500	310,300

59	250,100	272,900	311,500
60	250,900	274,300	312,900
61	251,700	275,600	314,000
62	252,500	276,900	315,300
63	253,300	278,300	316,600
64	254,100	279,400	317,800
65	254,800	280,500	319,100
66	255,500	281,800	320,400
67	256,300	283,100	321,700
68	257,000	284,400	323,000
69	257,800	285,500	323,700
70	258,600	287,000	324,800
71	259,500	288,500	325,900
72	260,500	289,900	326,800
73	261,800	290,900	328,100
74	263,100	292,300	328,800
75	264,200	293,500	329,900
76	265,300	294,800	331,100
77	266,200	296,200	332,200
78	267,200	297,500	333,400
79	268,400	298,700	334,500
80	269,400	300,000	335,700
81	270,300	300,500	336,800
82	271,200	301,700	337,900
83	272,200	302,800	338,900
84	273,100	304,000	340,000
85	273,900	305,100	340,900
86	274,700	306,300	341,900
87	275,600	307,500	342,800
88	276,500	308,600	343,800
89	277,300	309,900	344,800
90	278,200	311,100	345,600
91	279,000	312,300	346,400
92	280,000	313,500	347,200
93	280,900	314,300	347,800
94	281,900	315,000	348,400
95	282,800	315,700	349,100
96	283,800	316,300	349,700
97	284,400	317,000	350,100
98	285,200	317,300	350,500
99	285,800	317,900	351,000
100	286,700	318,600	351,400
101	287,500	319,000	351,900
102	288,300	319,600	352,300

103	289,100	320,200	352,800
104	289,900	320,800	353,200
105	290,600	321,200	353,500
106	291,100	321,700	354,000
107	291,600	322,200	354,400
108	292,100	322,700	354,700
109	292,300	323,100	355,200
110	292,600	323,500	355,700
111	292,800	323,800	356,200
112	293,200	324,100	356,700
113	293,500	324,500	357,200
114	293,700	324,900	357,700
115	294,100	325,300	358,200
116	294,400	325,600	358,600
117	294,700	325,800	359,000
118	295,000	326,100	359,400
119	295,300	326,500	359,900
120	295,700	326,700	360,400
121	296,000	326,900	360,800
122	296,400	327,200	361,300
123	296,700	327,500	361,800
124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	
129	298,400	329,100	
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	

147	303,900	335,400
148	304,300	335,800
149	304,500	336,100
150	304,700	336,500
151	305,000	336,900
152	305,300	337,300
153	305,700	337,600
154	305,900	
155	306,100	
156	306,400	
157	306,700	
158	307,000	
159	307,300	
160	307,600	
161	308,000	
162	308,300	
163	308,600	
164	308,900	
165	309,300	
166	309,600	
167	309,900	
168	310,200	
169	310,600	

備考 この表は、保健師その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

那覇市条例第22号

令和 5 年 3 月 23 日

公 布 済

那覇市新市民会館建設基金条例を廃止する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市新市民会館建設基金条例を廃止する条例

那覇市新市民会館建設基金条例（平成22年那覇市条例第31号）は、廃止する。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市条例第23号

令和 5 年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (読替規定) 第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2 [略] 3 法附則第15条第15項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。 4 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 5 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 7 法附則第15条第23項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 8 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 9 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10 法附則第15条第26項第1号イに規定す	付 則 (読替規定) 第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで<u>又は第63条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで<u>若しくは第63条</u>」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第6条の2 [略] 2 [略] 3 法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。 4 法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 5 法附則第15条第22項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 法附則第15条第22項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 7 法附則第15条第22項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 8 法附則第15条第23項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 9 法附則第15条第23項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 10 法附則第15条第25項第1号イに規定す

240

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

26 [略]

27 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第6条の3 [略]

2～10 [略]

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

12 [略]

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第11条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間（付則第11条の6第3項

25 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

26 [略]

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第6条の3 [略]

2～10 [略]

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) [略]

12 [略]

において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第11条の2の2 [略]

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第11条の6 [略]

2 [略]

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条の2 [略]

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第11条の6 [略]

2 [略]

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定
- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a(a)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。
- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a(a)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

<u>中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2～3 〔略〕	（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第12条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2～3 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正前の欄中の表（以下「改正表」という。）の表示に対応する改正後の欄中の表の表示がない場合には、当該改正表を削る。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の付則第6条の2及び第6条の3の規定は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された改正前の付則第11条の2及び第11条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 改正後の付則第12条の規定は令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

那覇市条例第24号

令和 5 年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 [略] 2 [略] 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。 4 [略] (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) [略] (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得	(課税額) 第2条 [略] 2 [略] 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。 4 [略] (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当該各号ア及びイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号ウ及びエに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号オ及びカに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) [略] (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得

者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 〔略〕 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 〔略〕 2 〔略〕	者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 〔略〕 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 〔略〕 2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

